

医療法人徳洲会 介護老人保健施設しんかま
(介護予防)短期入所療養介護サービス重要事項説明書

(令和7年4月1日現在)

1. 事業者（法人）の概要

事業者の名称	医療法人徳洲会
事務所の所在地	大阪府大阪市北区梅田1-3-1-1200
代表者の氏名	東上 震一
事業所の連絡先	06-6346-2888

2. ご利用施設

施設の名称	介護老人保健施設しんかま
施設の所在地	千葉県鎌ケ谷市初富929-6
電話番号	047-774-0001
FAX番号	047-774-0002
介護保険事業所番号	介護老人保健施設（1252680044号）
管理者(施設長)の氏名	河合 雅毅
開設年月日	令和3年10月1日

3. 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、医学的管理の下での看護、介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上の援助などの介護保健施設サービスを提供することでご利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、ご利用者が居宅での生活を継続できるように短期入所療養介護や通所リハビリテーションサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

4. 施設の概要

(1) 構造等

敷地	20,577.39㎡	
建物	構造	鉄筋コンクリート造り 地下1階 地上10階建（老健部分6階、7階）
	延べ床面積	45,525.35㎡（老健部分 3,760.85㎡）
	利用定員	入所 100名（短期入所療養介護を含む） 通所 25名

(2) 療養室

フロアーの種類	居室の種類	室 数
6階 一般療養棟 100床	個室	24室
	4人室	19室

居室の変更について

- ① ご利用者及びご家族から居室の変更希望の申し出があった場合は、療養室全体の状況を鑑みて、施設でその可否を決定します。
- ② ご利用者の心身の状況及び療養等全体の環境等の変化により入所後に居室を変更する場合があります。予めご了承ください。

5. 職員体制

(1) 職員体制

職種	人員基準	職種	人員基準
管理者	1.0以上	理学療法士	2.0以上
医師（管理者兼務）	1.0以上	作業療法士	
薬剤師	0.3以上	言語聴覚士	
看護職員	9.7以上	管理栄養士	1.0以上
介護職員	24.3以上	介護支援専門員	1.0以上
支援相談員	1.0以上	事務職員	

(2) 職務内容

職種	職務内容
管理者（医師兼務）	ご利用者の健康管理、薬剤の処方等の診療業務、職員の管理・教育・指導を行います。
薬剤師	ご利用者への薬剤指導及び薬品管理を行います。
看護職員	医師の指示に基づき、ご利用者の健康管理や診療の補助、療養上の看護を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。
介護職員	ご利用者の日常生活上の介護を行います。
管理栄養士	栄養並びにご利用者の身体の状況等を考慮した食事の提供が行えるよう給食業務を行います。
理学療法士又は作業療法士言語聴覚士	リハビリテーション実施計画書の作成業務を行います。身体機能の評価の上日常生活を営むのに理学療法士は主に運動機能、作業療法士は精神心理機能、言語療法士はコミュニケーションや嚥下機能を維持・向上、又は減退を防止させるためのプログラムを小集団、又は個別に実施します。
支援相談員	ご利用者及びそのご家族等の必要な相談に応じるとともに、適切な（介護予防）短期入所療養サービスが提供できるよう事業所内のサービスの調整、市区町村等他機関との連携を図ります。
介護支援専門員	ご利用者に係わる（介護予防）短期入所療養介護計画書（ケアプラン）の作成業務を行います。
事務員	事務一般・請求業務・管理業務等を行います。

6. 利用料金

(1) 基本料金

介護保険自己負担分は一月あたりの介護保健施設短期入所療養介護費の総単位数に介護職員処遇改善加算※を乗じたものを加え、さらに地域加算として1単位＝鎌ヶ谷市10,27円(1円未満の端数切り捨て)を乗じられた額の『介護保険負担割合証』に記載の負担割合となります。

※ 介護職員処遇改善加算Ⅰ(7.5%)又は介護職員処遇改善加算Ⅱ(7.1%)又は介護職員処遇改善加算Ⅲ(5.4%)又は介護職員処遇改善加算Ⅳ(4.4%)(1単位未満の端数四捨五入)となります。

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度及び居室の療養環境によって利用料が異なります。また、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、在宅復帰・在宅療養支援等指標の値の合計等により、基本料金も異なります。下記は一割負担の記載となります。

① 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)【基本型】(1日につき)

〈介護保健施設短期入所療養介護費(i)〉

〈介護保健施設短期入所療養介護費(iii)〉

【従来型個室】

・要介護1	753単位
・要介護2	801単位
・要介護3	864単位
・要介護4	918単位
・要介護5	971単位

【多床室】

・要介護1	830単位
・要介護2	880単位
・要介護3	944単位
・要介護4	997単位
・要介護5	1052単位

② 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)【基本型】(1日につき)

〈介護保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)〉

〈介護保健施設介護予防短期入所療養介護費(iii)〉

【従来型個室】

・要支援1	579単位
・要支援2	726単位

【多床室】

・要支援1	613単位
・要支援2	774単位

※2 別に厚生労働大臣が定める施設基準

イ 指定(介護予防)短期入所療養介護の施設基準

(1) 介護老人保健施設(介護予防)短期入所療養介護費(Ⅰ)の(i)又は(iii)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所であること。

(二) 当該介護老人保健施設における看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法(介護老人保健施設基準第二条第三項に規定する常勤換算方法をいう。以下この号において同じ。)で、指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護保健施設の入所者の数の合計が三又はその単数を増すごとに一以上であること。

(三) 通所介護費等の算定方法第十三号口に規定する基準に〔定員超過・人員基準欠如に〕該当していないこと。

(四) 入所者の居宅への退所時に、当該入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行っている事。

(五) 当該施設から退所した者(当該施設内で死亡した者及び当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院したのち、直ちに再度当該施設に入所したものを除く。以下この(五)において「退所者」という。)の退所後三十日以内(退所時の要介護状態区分が要介護四又は要介護五の場合にあたっては、十四日以内)に、当該施設の従業者が当該退所者の居宅を訪問し、又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、当該退所者の在宅における生活が継続する見込みであることを確認し、記録している事。

(六) 入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行い、適宜その評価を行っていること。

(七) 在宅復帰・在宅療養支援等指標における、評価項目の値の合計数が二十以上であること。

(2) 加算

① 送迎加算

184 単位/片道

入所時および退所時に送迎を行った場合に加算されます。

② 個別リハビリテーション実施加算

240 単位/日

事業所の医師、看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、当該計画に基づき医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを20分以上行った場合、実施日につき加算されます。

③ 認知症行動・心理症状緊急対応加算

200 単位/日

医師により認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期入所療養介護を利用することが適当と判断されご利用された場合には、**利用を開始された日から起算して7日間を限度**として加算されます。

④ 若年性認知症利用者受入加算

120 単位/日

若年性認知症の診断を受け利用された場合に加算されます。但し③の加算がある場合は加算対象とはなりません。

⑤ 緊急短期入所受入加算（要介護認定のみ）

90 単位/日

ご利用者の状態やご家族等の事情により、居宅担当の介護支援専門員が、緊急に短期入所療養介護を受けることが必要と認めた場合で、居宅サービス計画において計画的に利用予定となっていない場合に、**利用を開始した日から起算して、7日を限度**として加算されます。ただし、ご利用者の日常生活上の世話をうご家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は**14日を限度**とします。

⑥ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（I）

51 単位/日

在宅復帰・在宅療養支援等指標における、厚生労働大臣が定める評価項目の算式により算定した数が四十以上であり、地域に貢献する活動、リハビリテーションマネジメントとしてご入所者の心身の諸機能維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを計画的に行い、適宜その評価を行っており、かつ、在宅復帰に向けてご家族と希望される居宅支援事業所と連絡調整を行い、退所後の居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスに関する調整が行われた場合に加算されます。

⑦ 総合医学管理加算（利用中10日を限度）

275 単位/日

治療管理を目的とし、別に厚生労働大臣が定める基準に従い指定短期入所療養介護を行った場合に、10日を限度として1日につき所定単位数を加算されます。その際は診断等に基づき、心療方針を定め、投薬、検査、注射、処置等を行い、かかりつけ医に対し、診療状況を示す文書を添えて必要な情報の提供を行います。

また、緊急時施設療養費を算定した日は、算定されません。

⑧ 療養食加算

8 単位/回

医師の発行する食事箋に基づき療養食が提供された場合に加算されます。（療養食とは糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食が該当します。）**1日に3回を限度**とします。

⑨ **緊急時施設療養費（緊急時治療管理）** 518 単位/日
 ご利用中に病状が重篤となり、緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合に
 1月に連続する3日を限度として加算されます。

⑩ **重度療養管理加算（要介護認定であり、要介護度4又は5のみ）**
 計画的な医学的管理が継続的に必要であって、ご利用中に療養上必要な処置が必要なご利用者に対し、
 （120 単位/日）が加算されます。

⑪ **特定介護老人保健施設短期入所療養介護費（要介護認定のみ）**
 常時看護職員による観察を必要とする難病等を有する重度者又はがん末期の利用者が日中のみの利用
 で介護サービスを行った場合、その時間に応じて所定単位数が加算されます。

3時間以上4時間未満	664 単位
4時間以上6時間未満	927 単位
6時間以上8時間未満	1296 単位

⑫ **口腔連携強化加算（1回につき50 単位、1月に1回を限度）** 50 単位/月
 事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科
 医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り
 所定単位数が加算されます。

また、ご利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、歯科訪問診療料の一定の算定の
 実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者から
 の相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めている場合の加算となります。

⑬ **生産性向上推進体制加算**
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）（下記を満たす場合に加算されます） 100 単位/月

- ・生産性向上推進体制加算（Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取り組みに
 おける成果が確認されていること
- ・見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること
- ・職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手等の活用等）の取り組みを行っていること
- ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組における効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）
 を行うこと

生産性向上推進体制加算（Ⅱ）（下記を満たす場合に加算されます） 10 単位/月

- ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するため
 の委員会を開催や必要な安全対策を講じたうえで、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を
 継続的に行っていること
- ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること
- ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を
 行うこと

⑭ **サービス提供体制強化加算**
 次のいずれかに該当する場合、サービス提供体制強化加算が加算されます。
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 22 単位/日

- ・介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上配置されている

- ・介護職員の総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士が35%以上配置されている

サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 18単位/日

- ・介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上配置されている

サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 6単位/日

- ・介護職員の総数のうち、介護福祉士が50%以上配置されている
- ・常勤職員の割合が75%以上配置されている
- ・介護職員総数のうち、勤続7年以上の介護福祉士が30%以上配置されている

⑮ 介護職員等処遇改善加算

介護職員の賃金の改善を計画に則り行っており、経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組みを設け就業規則等で介護職員への周知を徹底し、実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が利用者に対し介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月に利用された総単位数の**7.5%（加算Ⅰ）**または**7.1%（加算Ⅱ）**または**5.4%（加算Ⅲ）**または**4.4%（加算Ⅱ）**が加算されます。

⑯ 夜間職員配置加算 24単位/日

入所者の数が41以上の介護老人保健施設であって入所者等の数が20又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ2を超えている場合に加算されます。

(3) 実費分

① 食費	1日あたり	1,850円
		(内訳：朝500円、昼750円、夕600円)
② 滞在費（多床室利用）	1日あたり	437円
③ 滞在費（従来型個室利用）	1日あたり	1,728円

※食費及び滞在費は世帯の収入状況により第1から第4段階に分かれており、各市区町村に申請し、世帯全員が住民税非課税世帯であり、認定要件に該当し、介護保険負担限度額認定証が発行された場合にその認定期間に限り減額され、1日あたりの金額は次の通りとなります。

(毎年7月末までの期間となる為、更新が必要です。ご家族様にて更新をお願いします。)

【介護保険負担限度額について】

《第1段階とは》 生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方。

(食費：300円/日・多床室滞在費：0円/日・従来型個室滞在費：550円/日)

《第2段階とは》 世帯全員が住民税非課税で、本人の年金収入等が80万以下/年の方。

(食費：600円/日・多床室滞在費：430円/日・従来型個室滞在費：550円/日)

《第3段階①とは》 世帯全員が住民税非課税で、本人の年金収入等が80万超120万以下/年の方。

(食費：1,000円/日・多床室滞在費：430円/日・従来型個室滞在費：1,370円/日)

《第3段階②とは》 世帯全員が住民税非課税で、本人の年金収入等が120万超/年の方。

(食費：1,300円/日・多床室滞在費：430円/日・従来型個室滞在費：1,370円/日)

《第4段階とは》 第1から第3段階に該当されない方。(3)の通りとなります。

・朝食 8時00分～ ・昼食 12時00分～ ・夕食 18時00分～

- ③ 入浴（当施設での入浴については特別浴槽で対応します。
週に最低2回ご利用いただきます。ただし、ご利用者の身体の状態や感染症(他利用者の感染症含む)に応じて清拭となる場合があります。)
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ ご利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑨ 理美容サービス（原則月2回実施します。）
- ⑩ その他

*これらのサービスのなかには、ご利用者から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

9. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科医療機関に協力をいただき、ご利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

【協力医療機関】

名 称	医療法人徳洲会 鎌ヶ谷総合病院
標榜科目	内科・神経内科・循環器科・消化器科・心臓血管外科・整形外科・脳神経外科・小児科・外科・形成外科・皮膚科・泌尿器科・産婦人科・乳腺外科・眼科・リウマチ科・歯科口腔外科・麻酔科・リハビリテーション科・放射線診断科・放射線治療科・病理診断科・頭頸部外科・耳鼻咽喉科・救急科
住 所	千葉県鎌ヶ谷市初富929-6
電話番号	047-498-8111

【協力歯科医療機関】

名 称	医療法人徳洲会 鎌ヶ谷総合病院
住 所	千葉県鎌ヶ谷市初富929-6
電話番号	047-498-8111

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、利用申込書にご記入いただいた連絡先に連絡します。ご旅行などでご連絡対応が難しい場合は、必ずお申し出いただき、代理となる方のご連絡をお届けください。

10. 非常災害対策

非常時の対応	別途定める「鎌ヶ谷総合病院消防計画」にのっとり対応を行ないます。
平常時の訓練	別途定める「鎌ヶ谷総合病院消防計画」にのっとり年2回（4月・10月）日中及び夜間を想定した、避難訓練をご利用者も参加して行ないます。
防災設備	スプリンクラー、消火器、消火栓、非常階段等
火元責任者	総看護師長 稲又 ゆかり
非常備蓄	入所者3日分の水・食料

1.1. 留意事項

(1) 面会

面会時間は午前9時から午後7時までです。面会は毎日でも可能です。当施設はご家族とのふれあいを大切にしておりますので、ご都合の付く限り面会にお越し下さい。面会のないご家族には、当施設より連絡をしてお願いをすることもありますのでご協力をお願い致します。(ただし、感染症が流行する時期等、ご面会をご遠慮いただけるよう、施設内の張り紙や、施設から請求書に同封するお手紙等をお願いすることもあります。そのため、請求書に関しては必ず開封していただき、ご家族間で情報共有もお願いいたします。)

(2) 外出・外泊

介護老人保健施設(介護予防)短期入所療養介護をご利用中は外泊の予定は立てないようお願いいたします。外出に関しましては支援相談員までご相談ください。

(3) 衣類の洗濯

衣類の洗濯は原則としてご家族に対応していただきます。衣類不足にならない様ご準備下さい。ただし、感染症流行時でのご利用や、一週間以上ご利用いただく場合は「私物洗濯」を業者委託していただくことも可能です。詳しくは当施設6階事務室までお尋ね下さい。

尚、「私物洗濯」の業者委託に関しましては、ご利用される方と柴橋商会とのご契約になりますので、ご利用時のご注意をよくお読みになられた上でご利用のご判断をお願い致します。また、柴橋商会の衣類・肌着セットレンタルもあります。詳しくは当施設事務所で尋ねください。

(4) 医療機関への受診

ご利用中に大きな受傷や、容態の急変が起きた場合には、直ちにご家族へ連絡し、医療機関への受診となります。また、大きな受傷、容態の急変以外にも当施設医師の指示により、医療機関への受診が必要となる場合がありますが、その際の搬送は原則としてご家族でお願い致します。

尚、医療機関における「説明と同意」を受ける為、受診の際はご家族の立会いが原則となります。

受診時の医療費の支払いについては、(介護予防)短期入所療養介護利用中は医療保険が適用されるものとされないものに分かれており、適用されるものについてはご利用者負担、されないものは当施設の負担となります。受診の際は先方の医療機関に宛てた施設入所中とわかる文書を発行致しますので、当施設医師の指示の下受診されるようお願い致します。(尚、基本的には受診を以って退所とさせていただいておりますので、緊急の場合を除き医療機関の受診を希望される場合は、当施設までご一報下さい。)

(5) 身体的拘束その他の行動制限について

当施設は、原則として利用者に対し、身体的拘束その他の行動制限を行いません。但し、ご利用者または他のご利用者の生命または身体を保護する為緊急やむを得ない場合には、医師が判断し、行動の制限を行なうことがあります。

その場合には、ご家族に対し、事前に行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について口頭または文書での説明をし、文書での同意を得た上で行なうこと、行動制限についての情報を記載すること、ご利用者の状態が改善された場合には即座に中止することとします。

(6) 利用中の転倒や受傷について

ご利用者の中には、認知症の症状の出現・進行や環境の変化等の理由により、これまでには見られなかった行動や症状が出現することがあります。特に夜間の不眠や徘徊等の行動による転倒やベッドからの転落等の事故の可能性が考えられます。また、トイレでの移乗時など無理をして転倒・受傷する例見受けられます。職員一同その様な事が起こらない様に日々最善の努力をして参りますが、事故が発生した場合は、受傷の有

無に関わらずご家族に対して事故の経過などのご連絡を致します。

事故による受傷が見られた際は、ご連絡を入れさせて頂くとともに受傷の程度に応じて速やかに対応させて頂きまますので、ご理解とご協力をお願い致します。

尚、当施設では『東京海上日動火災保険株式会社』の損害賠償保険に加入しております。

(7) 虐待防止の取り組みについて（予防的観点から）

虐待のない施設としてあり続けるために、全ての従事者がご利用者の安全が最優先されるという意識を共有していくことを心掛けております。その為に、職場内会議や施設内研修を通じて絶えず虐待防止の意識をしております。

施設はご利用者に対し、より良いサービスを提供していくためにご利用者一人ひとりの状態を把握し、施設介護計画に反映する等、「個別ケア」の提供を目指しております。

(8) 感染症・食中毒防止について

当施設は、感染症が発生し、又は、まん延しないように、感染症及び食中毒防止マニュアルを作成し、その防止のための体制を整備します。

(9) 褥瘡対策について

当施設は、ご利用者に対し、良質なサービスを提供する取り組みの一つとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡防止マニュアルを作成し、その発生を防止するための体制を整備します。

(10) 禁止事項

当施設では、施設職員・ご利用者及び扶養者又は利用契約代理人・ご利用者ご家族・ご関係者の方々に対しての営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動、迷惑行為は禁止させていただいております。（場合によっては、ご面会をお断りする場合もございます。予めご利用者ご家族・ご関係者の方々にはご承知おきくださいますようお願い申し上げます。）

ご利用者の喫煙に関しましては、禁煙をお勧めしております。建物内部、敷地内禁煙となっております。飲酒につきましては、身体的な影響や他のご利用者にご迷惑が掛かる恐れがある為、原則として禁止とさせていただきます。

金品・貴重品の紛失・盗難についての責任は一切負いかねますので、持ち込まないようにして下さい。刃物等（はさみ、爪切り等）の危険物に対しても同様にお持ち込みを禁止させていただいております。

飲食物のお持ち込みについては、食中毒や事故等の原因となる可能性があります。お持ち込みは原則禁止とさせていただきます。

※介護保険証、後期高齢者医療受給者証等に変更があった場合は、当施設へご提示下さいますようお願い致します。尚、ご利用者及び扶養者または利用契約代理人、連帯保証人について変更事項があった場合は再度契約書・重要事項説明書の変更も必要となります。

(11) その他運営に関する重要事項

地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所受入をしてはいけないこととなっております。

運営規定の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示することとなっております。当施設ではファイルで閲覧可としています。

当施設は、適切な（介護予防）短期入所療養介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによ

り、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じています。

1.2. 苦情・要望・意見の受付について

当施設の介護サービスの提供について、いつでも苦情・要望・意見を申立てることができます。尚、申立てをしたことによる不当な差別待遇を受けるようなことは決してありません。

下記の受付窓口のほかに、「ご意見箱」を食堂に設置してありますのでご遠慮なく申立てください。「ご意見箱」のご活用に関しましては、無記名での投書でも構いませんが、個人的に施設担当者からの回答をご希望される場合には、ご利用者のお名前とお申立者のお名前ご連絡先のご記入をお願い致します。

(1) 介護老人保健施設しんかま相談・苦情受付窓口

責任者	看護介護の長
担当者	支援相談員 介護支援専門員
電話番号	047-774-0001 047-498-8111 (鎌ヶ谷総合病院代表)
FAX 番号	047-774-0002
受付時間	月曜日～土曜日 8時30分～17時00分

ご意見やご要望の申立てについては、匿名で対応させていただくことも可能ですがその際にご回答に制約が出てしまう場合もございますので、予めご了承ください。詳細は、苦情受付担当者までお問い合わせ・ご相談ください。

(2) 公的機関の受付窓口

鎌ヶ谷市役所 高齢者支援課 介護保険係	千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2丁目6番1号 047-445-1141 (内線 744) 月曜日～金曜日 9時00分～17時00分
松戸市役所 介護保険課 介護給付班	千葉県松戸市根本387-5 047-366-7067 月曜日～金曜日 8時30分～17時00分
船橋市役所 高齢者福祉部 介護保険課	千葉県船橋市湊町2-10-25 047-436-2302 月曜日～金曜日 9時00分～17時00分
柏市役所 福祉部指導監査課 介護事業者担当	千葉県柏市柏5丁目10番1号 (本庁舎別館4階) 04-7168-1040 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分
白井市役所 高齢者福祉 介護保険係	千葉県白井市復1123番地 047-497-3473 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分
千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係	千葉県千葉市稲毛区天台6丁目4番3号 043-254-7428 月曜日～金曜日 9時00分～17時00分
千葉県健康福祉部 高齢者福祉課 介護事業者指導班	千葉県千葉市中央区市場町1-1本庁舎12階 043-223-2834

月曜日～金曜日 9時00分～17時00分

個人情報の利用目的

介護老人保健施設しんかまでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【その他の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち外部監査機関への情報提供
- ・介護保険総合データベースへの情報提供